

## 鳥羽市犯罪被害者等支援金等の給付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥羽市犯罪被害者等支援条例（令和4年条例第5号。以下「条例」という。）第7条から第9条までの規定に基づき、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう実施する支援金及び助成金の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3月以上かつ通算3日以上労務等に服することができないと医師に診断されたものをいう。
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

(遺族の範囲及び順位)

第3条 次条の規定による犯罪被害者等支援金の給付、第12条の規定による家事援助助成金の給付、第13条の規定による一時保育助成金の給付、第15条の規定による転居助成金の給付及び第16条の規定による家賃助成金の給付（以下「支援金等の給付」という。）の対象となる遺族は、犯罪被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子とし、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 支援金等の給付を受けることができる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。

4 第1順位遺族（前項の規定により第1番目の順位となる遺族をいう。以下同じ。）が当該支援金等の給付の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該支援金等の給付の申請をすることができない。

5 第1順位遺族が2人以上あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を支援金等の給付の申請及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、市長が当該代表者に対してした給付は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

6 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって支援金等の給付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、支援金等の給付を受けることができ

る遺族としない。

(支援金の種類及び給付額)

第4条 市長は、条例第7条に規定する犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）として、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、当該各号に定める額を給付するものとする。

- (1) 遺族支援金 30万円
- (2) 重傷病支援金 10万円
- (3) 精神療養支援金 25,000円

2 前項の規定にかかわらず、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の給付を受ける場合は、支援金の給付額の総額は、30万円を限度とする。

(支援金の給付対象者)

第5条 支援金の給付を受けることができる者は、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（次号又は第3号に定める支援金の給付後死亡した者の遺族を含む。）であって、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する第3条第3項及び第5項に定める第1順位遺族
- (2) 重傷病支援金 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、重傷病となった市内に住所を有する犯罪被害者
- (3) 精神療養支援金 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、精神疾患となった市内に住所を有する犯罪被害者

2 前項各号に掲げる支援金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに市内に居住している場合は、市内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により市内に住所を有している者とみなすことができる。

(支援金の申請)

第6条 遺族支援金の給付の申請をしようとする者（以下「遺族支援金申請者」

という。)は、鳥羽市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)給付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。ただし、市長は、これらの書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 犯罪被害申告書(様式第2号)

(2) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(3) 遺族支援金申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する者であることを証明する書類(やむを得ない事情により住民登録をせずに市内に居住している者にあつては、その事情を認めることができる書類)

(4) 遺族支援金申請者の氏名、生年月日及び死亡した犯罪被害者との続柄を証明する書類

(5) 遺族支援金申請者が死亡した犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

(6) 遺族支援金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(7) 遺族支援金申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(8) 遺族支援金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、鳥羽市犯罪被害者等支援金(遺族支援金)受給代表者申出書(様式第3号)

(9) 盗難等被害届出証明書、交通事故証明書その他犯罪被害にあつた事実を認めることができる書類

(10) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病支援金又は精神療養支援金の給付の申請をしようとする者(以下「重傷病支援金等申請者」という。)は、鳥羽市犯罪被害者等支援金(重傷病・精

神療養支援金）給付申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。ただし、市長は、これらの書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 犯罪被害申告書（様式第2号）
- (2) 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書
- (3) 重傷病支援金等申請者が、当該犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において市内に住所を有していた者であることを証明する書類（やむを得ない事情により住民登録をせずに市内に居住している者にあつては、その事情を認めることができる書類）
- (4) 盗難等被害届出証明書、交通事故証明書その他犯罪被害にあつた事実を認めることができる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申請は、申請を行うべき者が未成年者又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請を行うべき者の法定代理人がこれを行うものとする。この場合において、当該法定代理人は、法定代理人であることを証明する書類を提示しなければならない。

（支援金の申請期限）

第7条 支援金の申請は、当該犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた日から7年を経過したときは、することができない。ただし、期限までに申請できないことについて、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（支援金の給付決定等）

第8条 市長は、第6条第1項又は第2項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に鳥羽市犯罪被害者等支援金給付（不給付）決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（支援金の給付の制限）

第9条 市長は、次に掲げる場合は、支援金の給付を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等内の親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）があったとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者等が犯罪行為を誘発し、又は容認したときその他当該犯罪被害につき、犯罪被害者等にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金の給付を行うことが社会通念上適切でない認められるとき。

（支援金の給付の決定の取消し等）

第10条 市長は、支援金の給付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の給付の決定を取り消し、既に給付された支援金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。
- (2) 支援金の給付を受ける資格がないと判明したとき。

（日常生活の支援に関する助成）

第11条 市長は、犯罪被害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定により、家事援助を事業者から受けるために要した費用に対する助成（以下「家事援助助成金」という。）及び一時保育（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項の子育て短期支援事業、同条第7項の一時預かり事業又は同条第14項の子育て援助活動支援事業等をいう。以下同じ。）の利用に要した費用に対する助成（以下「一時保育助成金」という。）を行うものとする。

- (1) 犯罪被害に伴い病院等へ通院又は入院するとき。

(2) 犯罪被害に関する刑事手続又は民事手続に關与する必要があるため、警察、司法關係機關等へ出向くとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

(家事援助助成金の給付)

第12条 家事援助助成金の給付の対象となる費用は、次に掲げる家事の代行を事業者から受けるために要した費用とする。

(1) 調理、洗濯及び清掃

(2) 生活必需品の買出し

(3) 通院等の介助

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 家事援助助成金の給付の額は、前項に規定する費用の総額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する額とし、1時間当たり3,000円を限度とする。

3 家事援助助成金の給付を受けることができる時間は、1時間を単位とし、当該時間の合計は、1の犯罪被害につき30時間を限度とする。

4 家事援助助成金の給付を受けることができる期間は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日から6月以内とする。

(一時保育助成金の給付)

第13条 一時保育助成金の給付の対象となる費用は、犯罪被害者等が監護する者について一時保育を受けるために要した費用とする。

2 一時保育助成金の給付の額は、前項に規定する費用（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する額とし、1日当たり3,000円を限度とする。

3 一時保育助成金の給付を受けることができる一時保育の利用は、1の犯罪被害につき5日間を限度とする。

4 一時保育助成金の給付を受けることができる期間は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日から6月以内とする。

(居住の安定に関する助成)

第14条 市長は、犯罪被害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第9条の規定により、市営住宅への入居における特別配慮、転居するために要した費用に対する助成（以下「転居助成金」という。）及び犯罪被害者等が新たに入居する賃貸住宅に係る家賃の助成（以下「家賃助成金」という。）を行うものとする。

- (1) 犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住ができなくなったとき。
- (2) 従前の住居又はその付近において犯罪被害にあったために、当該住居に居住し続けることが困難になったとき。
- (3) 二次被害（条例第2条第6号に規定する二次被害をいう。）により、平穏な生活を営むことができないとき。
- (4) その他前3号に類する事由があり、市長が必要と認めたとき。

（転居助成金の給付）

第15条 転居助成金の給付の対象となる費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 家具等の搬送に要する費用
  - (2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料その他の費用
- 2 転居助成金の給付の額は、前項に規定する転居費用の総額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する額とし、20万円を限度とする。
  - 3 転居助成金の給付を受けることができる回数は、1の犯罪被害につき1回限りとする。
  - 4 転居助成金の給付を受けることができる期間は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以内とする。

（家賃助成金の給付）

第16条 家賃助成金の給付の対象となる費用は、犯罪被害を受けた後、最初に新たに賃貸住宅に入居した日の属する月の翌月（当該入居した日が月の初日であるときは、当該入居した日の属する月）から6月以内の家賃とする。

- 2 家賃助成金の給付の額は、1月当たりの家賃の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、1月当たり3万円を限度とする。
- 3 家賃助成金の給付を受けることができる回数は、1の犯罪被害につき1回限りとする。
- 4 家賃助成金の給付を受けることができる期間は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以内とする。

（助成金の対象者）

第17条 家事援助助成金、一時保育助成金、転居助成金及び家賃助成金の日常生活支援等助成金（以下「助成金」という。）を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する者又は住民登録をしていないことについてやむを得ない事情があると市長が認めた者
- （2） 次のいずれかに該当する者
  - ア 犯罪行為により重傷病又は精神疾患を負った者
  - イ 死亡した犯罪被害者の第1順位遺族

（助成金の申請）

第18条 助成金の給付の申請をしようとする者（以下「助成金申請者」という。）は、鳥羽市日常生活支援等助成金給付申請書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。ただし、市長は、これらの書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

- （1） 犯罪被害申告書（様式第2号）
- （2） 助成金の給付の対象となる費用の支払を証明する書類
- （3） 次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める書類
  - ア 犯罪被害者が申請する場合

（ア） 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書

- (イ) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する者であることを証明する書類（やむを得ない事情により住民登録をせずに市内に居住している者にあつては、その事情を認めることができる書類）
  - (ウ) 盗難等被害届出証明書、交通事故証明書その他犯罪被害にあつた事実を認めることができる書類
  - (エ) その他市長が必要と認める書類
- イ 遺族が申請する場合
- (ア) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
  - (イ) 助成金申請者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する者であることを証明する書類（やむを得ない事情により住民登録をせずに市内に居住している者にあつては、その事情を認めることができる書類）
  - (ウ) 助成金申請者の氏名、生年月日及び死亡した犯罪被害者との続柄を証明する書類
  - (エ) 助成金申請者が死亡した犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類
  - (オ) 助成金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
  - (カ) 助成金申請者が生計維持遺族であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
  - (キ) 助成金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、鳥羽市日常生活支援等助成金受給代表者申出書（様式第7号）
  - (ク) 盗難等被害届出証明書、交通事故証明書その他犯罪被害にあつた事実を認めることができる書類

(ケ) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、申請を行うべき者が未成年者又はやむを得ない事情により当該助成金の申請ができない場合は、当該申請を行うべき者の法定代理人がこれを行うものとする。この場合において、当該法定代理人は、法定代理人であることを証明する書類を提示しなければならない。

(助成金の申請期限)

第19条 助成金の給付の申請は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた日から1年を経過したときは、することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(助成金の給付決定等)

第20条 市長は、第18条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該助成金申請者に鳥羽市日常生活支援等助成金給付(不給付)決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(助成金の給付の制限及び給付の決定の取消し等)

第21条 第9条及び第10条の規定は、助成金の給付について準用する。

2 前項に規定する場合のほか、市の他の施策により、助成金の給付対象となる費用の全部又は一部について、給付が行われたときは、助成金の全部又は一部を支給しないことができる。この場合において、既に助成金を給付しているときは、助成金の給付の決定を取り消し、既に給付された助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害について適用する。